**令和６年度(２０２４年度)青年農業者・新規就農者実態補完調査実施要領**

１．目　的

　　熊本県では、「新しいくまもと創造に向けた基本方針」に基づき、農林水産業への新規就業から経営安定までをトータルサポートするため、就業相談窓口の設置や技術習得研修の実施、就業時における初期投資への支援や円滑な経営継承に向けた支援体制の構築等により、多様な新規就農者の確保・育成を図っている。

　　近年、新規就農者の内訳をみると自営就農者が減少する一方で、農業法人等への就職就農が増加する傾向にあり、就農ルートに応じた就農対策を講じるとともに、新規就農者のニーズをとらえ的確な支援を行うことで、新規就農者の確保を推進する必要がある。

　　このようなことから、本県における青年農業者や新規就農者の動向、就農後の定着状況等を的確に把握し、現場での継続的な支援やニーズに応じた支援施策の構築を図るため、青年農業者・新規就農者実態補完調査を実施する。

２．調査実施主体　　熊本県

３．調査対象および内容

（1)青年農業者数 　　(2)新規学卒就農者 　　　(3)Ｕターン就農者　　(4)新規参入就農者

(5)農業法人等への就職者　(6)就農後定着している者

４　調査時点・調査対象期間

　 (1)調査時点：令和６年（２０２４年）５月１日

　 (2)調査対象期間：令和５年（２０２３年）５月１日～令和６年（２０２４年）４月３０日

５．実施方法

　 (1)調査業務を一般社団法人熊本県農業会議（以下「県農業会議」）に委託するものとする。

　 (2)調査実施期間　　令和６年６月～９月

(3)調査スケジュール

　　　６年　６月下旬　県農業会議に調査委託

　　　７月上旬　各市町村農政主管課及び農業法人等に対し調査依頼

　　　　　　　　８月中旬　各市町村農政主管課から各広域本部(地域振興局)に報告し、同局にて２次補完調査の実施、農業法人等から県農業会議に報告

９月上旬 各広域本部(地域振興局)から県農業会議に報告

９月～１２月　県農業会議にて集計・分析

　 　７年３月２１日　実績報告書提出

　 (4)調査フロー

農地・担い手支援課

　　　　　　　　　　　①調査設計　　　　　　　　　　　　　　　　　　協力依頼

　　　　　　　　　　　　　　　　②調査委託　　　　　　　⑨実績報告

　　　　　　　　　　　③調査実施

農業法人等

県農業会議

　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　⑧集計・分析

④報告

（様式5号提出）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　③調査依頼　　　　⑦報告

（様式1、2号の写

様式3、4号の提出）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤報告

市町村農政主管課

（市町村農業委員会）

広域本部(地域振興局)

農業普及・振興課

（様式1、2号提出）

　　　　　　　　　　　　 　　④調査実施　　　　　　　　　　　⑥調査結果の確認・補完調査

新規就農、就農定着

■本調査で対象とする新規就農者

1）親元就農者（新規学卒就農者、Ｕターン就農者）

：農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、学生から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者。

2）新規参入就農者：調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達（相続・贈与等によりの農地を譲り受けた場合を除く。）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者。

3）新規雇用就農者：調査期日前1年間に新たに法人等に、雇用期間の定めのない正規の従業員

（１週間の労働時間が３５時間以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者（雇用される直前の就業状態が農業従事であった場合を除く。）